

平成23年2月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ネ)第624号 不当利得金返還本訴請求, 貸金返還反訴請求各控訴事件 (原審 仙台地方裁判所平成21年(ワ)第1406号, 平成22年(ワ)第210号)

口頭弁論終結日 平成23年1月20日

判 決

控 訴 人

訴訟代理人弁護士 内 藤 千 香 子

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 控 訴 人 プ ロ ミ ス 株 式 会 社

代表者代表取締役 久 保 健

訴訟代理人弁護士 金 澤 孝 司

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は, 控訴人に対し, 78万2785円及びうち72万6486円に対する平成21年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人の反訴請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は, 第1, 2審及び本訴, 反訴を通じて, 被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

主文同旨

2 被控訴人

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件本訴事件は、控訴人が、貸金業者である株式会社クラヴィス（旧商号は、古い順から「株式会社クォークローン」及び「株式会社タンポート」である。以下「クラヴィス」という。）との間で平成11年9月17日から平成19年7月18日までの間、及びクラヴィスから上記取引関係を承継した貸金業者である被控訴人との間で同日から平成21年1月30日までの間、いずれも利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）所定の制限を超える利率で金員の借入れと返済とを繰り返してきたところ、クラヴィス及び被控訴人から開示された取引履歴に基づき、クラヴィス及び被控訴人に支払った利息のうち、利息制限法所定の利息の制限額を超える部分を元本に充当すると過払金が生じているとして、被控訴人に対し、民法703条、704条所定の不当利得返還請求権に基づき、過払金78万2785円（過払利息を含む。）及びうち過払金元金72万6486円に対する最終計算日の翌日である平成21年5月30日から支払済みまで民法所定年5分の割合による法定利息を支払うよう請求した事案である。

本件反訴事件は、被控訴人が、被控訴人は控訴人とクラヴィスとの間の平成11年9月17日から平成19年7月18日までの取引関係に基づく過払金債務を承継しておらず、同日から平成21年1月30日までの間の被控訴人と控訴人間の取引においては、逆に貸金債務が残っているとして、控訴人に対し、金銭消費貸借契約に基づき、貸付金残金45万1936円（未払利息を含む。）及び貸付金残元金44万2980円に対する弁済期の翌日である平成21年3月13日から支払済みまで約定利率年26.28パーセントの割合による遅延損害金を支払うよう請求した事案である。

原審が、控訴人の本件本訴請求を棄却し、被控訴人の本件反訴請求をすべて

認容したところ、控訴人が不服を申し立てた。

2 前提事実(認定に供した証拠等の掲記がない事実は、当事者間に争いがない。)

- (1) クラヴィス及び控訴人は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律(昭和58年5月13日法律第32号、以下「貸金業法」という。)3条所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者である(甲2, 11, 弁論の全趣旨)。
- (2) 平成19年7月当時、クラヴィスは、被控訴人の完全子会社であった。
- (3) 控訴人は、クラヴィスとの間で、継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返されることを契約内容とする基本契約を締結した上、同契約(以下「本件クラヴィス基本契約」という。)に基づいて、平成11年9月17日から平成19年7月18日までの間、原判決別紙1計算書(以下「計算書1」という。)の「年月日」欄、「借入金額」欄及び「弁済額」欄に記載のとおり、借入れとその弁済を繰り返した(以下「本件クラヴィス取引」という。)
- (4) 控訴人は、平成19年7月18日、被控訴人との間で、継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返されることを契約内容とする基本契約を締結した上、同日、同契約(以下「本件被控訴人基本契約」という。)に基づいて被控訴人から59万8563円を借り入れ、その後、平成21年1月30日まで、原判決別紙2計算書(以下「計算書2」という。)の「入金日」欄及び「入金額」欄記載のとおり、被控訴人に対する弁済を繰り返した(以下「本件被控訴人取引」という。)
- (5) 本件クラヴィス取引について、利息制限法1条1項所定の制限利率を適用して充当計算すると、平成19年7月18日の時点で、計算書1の番号132の「残元金」欄及び「過払利息残額」欄に記載のとおり、101万9181円の過払元金と6868円の過払利息が発生する計算となる。
- (6) 本件クラヴィス取引と本件被控訴人取引を一連の取引として、利息制限法1条1項所定の制限利率を適用して充当計算すると、平成21年5月2

9日の時点で、計算書1の番号151の「残元金」欄及び「過払利息残額」欄に記載のとおり、72万6486円の過払元金と5万6299円の過払利息が発生する計算となる。

- (7) 本件被控訴人取引のみについて、利息制限法1条1項所定の制限利率を適用して充当計算すると、平成21年3月12日の時点で、計算書2の末尾の「元金残額」欄及び「利息不足額」欄に記載のとおり、被控訴人の控訴人に対する貸付金残元金債権44万2980円及び未払利息債権8956円が存在する計算となる。
- (8) 控訴人は、被控訴人に対し、平成22年3月15日の原審第5回弁論準備手続期日において、上記(5)の過払金債権を自働債権として、上記(7)の借受金債務を受働債権として、対当額で相殺する旨の意思表示をした（以下「本件相殺」という。当裁判所に顕著）。

3 争点

本件の争点は、①被控訴人が、控訴人に対する関係で、本件クラヴィス基本契約に基づく契約上の地位を承継したといえるか、②被控訴人が、控訴人に対し、本件クラヴィス取引から発生した過払金債務について、債務引受けをしたといえるか、③契約上の地位の承継又は債務引受けが認められる場合、本件クラヴィス取引と本件被控訴人取引は、本件クラヴィス取引の途中で発生した過払金はその後本件被控訴人取引により発生した貸付元本に順次充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含んだ一連かつ一体の取引であるといえるか、④契約上の地位の承継又は債務引受けが認められない場合、本件クラヴィス取引と本件被控訴人取引が一連の取引ではないと主張することが信義則に反するか、⑤契約上の地位の承継又は債務引受けが認められない場合、本件クラヴィス取引から発生した過払金債権（自働債権）と本件被控訴人取引に基づく借受金債務（受働債権）を相殺することができるか、の5点である。

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点①（被控訴人が、控訴人に対する関係で、本件クラヴィス基本契約に基づく契約上の地位を承継したといえるか）について

ア 控訴人の主張

(ア) 前記前提事実のとおり、本件クラヴィス取引は、平成19年7月18日の時点で、利息制限法1条1項所定の制限利率を適用して充当計算すると、101万9181円の過払元金と6868円の過払利息が発生した状態になっていた。

ところが、その当時、被控訴人は、被控訴人グループ内の完全子会社の再編施策の一環として、子会社の優良顧客を自社に取り込もうとしていたことから、本件クラヴィス取引における過払金発生的事实を知りながら、優良顧客である控訴人が上記の事情を正しく理解していないことに乗じ、あたかも本件クラヴィス取引に基づく貸付金債権59万8563円が残存しているかのように仮装した上、被控訴人が控訴人に上記貸付金債権額と同額の59万8563円の貸付けを実行しその貸付金（以下「本件貸付金」という。）をクラヴィスへの弁済に充てさせることにより、本件クラヴィス基本契約を終了させて改めて本件被控訴人基本契約を締結させるという形式で、金銭消費貸借契約の切替え（以下「本件切替え」という。）を行わせ、本件被控訴人取引を開始したのである。

上記のような事情に照らすと、本件切替えの実質は、クラヴィスの控訴人に対する本件クラヴィス基本契約上の貸主としての権利義務一切を、控訴人の同意のもとに、クラヴィスから被控訴人に承継させるものであったとみるべきであり、クラヴィスから被控訴人への本件クラヴィス基本契約上の地位の承継が認められるべきである。

- (イ) 仮に、上記(ア)の契約上の地位の承継が認められないとしても、本件切替えにおいては、被控訴人は、本件貸付金の授受について控訴人に全く関与させず、本件貸付金相当額を直接クラヴィスの預金口座宛に送金し

たこと（以下「本件送金」という。）により、控訴人に対する貸金債権を取得し、それに伴ってクラヴィスの控訴人に対する貸付金債権を消滅させているのであるから、本件切替えは、実質的にクラヴィスの被控訴人に対する債権譲渡と異ならない。

そして、控訴人は、本件切替えで得られるメリットがない一方で、回収困難なクラヴィスへの過払金債権が増加し、被控訴人に対する借受金債務が残存するというリスクを負うことになる。本件切替えの目的、被控訴人とクラヴィスとの関係、本件クラヴィス取引における過払金発生の事実についての被控訴人の悪意等の事情に照らせば、このリスクは被控訴人が引き受けるべきである。

したがって、本件切替えによる債権譲渡に伴い、被控訴人は、控訴人のクラヴィスに対する過払金債権をも承継したというべきである。

イ 被控訴人の主張

- (ア) 被控訴人は、クラヴィスから、本件クラヴィス基本契約上の地位を移転されておらず、クラヴィスの控訴人に対する貸付金債権の譲渡も受けていない。
- (イ) クラヴィスは、被控訴人の完全子会社ではあるものの、あくまでも別会社であるから、被控訴人は、個人情報保護の関係上、控訴人のクラヴィスに対する取引内容はもちろんのこと、その債務額すら知ることはできなかった。したがって、被控訴人は、平成19年7月18日の本件切替え当時、控訴人がクラヴィスに対して過払金債権を有していたことを知らなかった。
- (ウ) 控訴人は、控訴人には本件切替えのメリットがないと主張するが、貸付業務を中止することとなったクラヴィスから被控訴人へ契約が切り替えられることによって、控訴人は被控訴人から新たな貸付けを受けることができるようになり、しかもその約定利率が下がったのであるから、

控訴人にも本件切替えによるメリットはあったものである。

- (エ) 仮に、本件切替えがクラヴィスから被控訴人に対する債権譲渡であったとしても、控訴人は、被控訴人に対し、譲渡された債権は弁済により消滅したという抗弁を主張し得るのみであり、過払金の返還を請求することはできない。

- (2) 争点②（被控訴人が、控訴人に対し、本件クラヴィス取引から発生した過払金債務について、債務引受けをしたといえるか）について

ア 控訴人の主張

控訴人は、本件切替えを行う際、被控訴人作成に係る残高確認書兼振込代行申込書に記入し、署名をしたが、同書面には、契約切替え後の問い合わせ窓口及びクラヴィスとの取引に係る紛争の窓口は、従前の契約先にかかわらず、被控訴人となることに異議はない旨の不動文字が記載されていた。

この記載は、顧客がクラヴィスに対して有していた不当利得返還請求権に関する紛争については被控訴人が相手方となることを明示しているといえるから、被控訴人は、商法18条1項に定める債務を引き受ける旨の広告をしたものとして、本件クラヴィス取引から発生したクラヴィスの控訴人に対する過払金債務を引き受けるというべきである。

イ 被控訴人の主張

- (ア) 控訴人の主張は争う。

- (イ) 被控訴人が顧客に対して告知したのは、被控訴人が紛争の窓口になる旨にとどまるのであり、商法18条1項に定める債務を引き受ける旨の広告をしたものではない。

- (3) 争点③（契約上の地位の承継又は債務引受けが認められる場合、本件クラヴィス取引と本件被控訴人取引は、過払金充当合意を含んだ一連かつ一体の取引であるといえるか）について

ア 控訴人の主張

被控訴人は、本件クラヴィス基本契約に基づく本件クラヴィス取引を承継したものであるところ、利息制限法1条1項所定の制限利率を適用して充当計算するに当たっては、本件クラヴィス取引と本件被控訴人取引を一連・一体のものとして取り扱うべきである。

イ 被控訴人の主張

控訴人の主張は争う。

- (4) 争点④（契約上の地位の承継又は債務引受けが認められない場合、本件クラヴィス取引と本件被控訴人取引が一連の取引ではないと主張することが信義則に反するか）について

ア 控訴人の主張

本件では、上記(1)アの事実のほか、以下のような事情が存在した。

すなわち、被控訴人、クラヴィス及びサンライフ株式会社は、平成19年6月18日、業務提携契約を締結し、クラヴィス及びサンライフ株式会社がその顧客に対して被控訴人との間の契約に切り替える手続を取次ぐこととし、その際、被控訴人とクラヴィスは、被控訴人への契約の切替えを行った顧客が過払金の返還を請求してきた場合は、被控訴人とクラヴィスとが連帯してその責任を負うことを合意した（ただし、その内部負担割合は、被控訴人が零、クラヴィスが100パーセントとされていた。）。

こうした事情に照らすと、被控訴人が、本件クラヴィス取引から発生した過払金返還債務を承継しないと主張することは、信義則に反し許されないというべきである。

イ 被控訴人の主張

控訴人の主張は争う。

- (5) 争点⑤（契約上の地位の承継又は債務引受けが認められない場合、本件クラヴィス取引から発生した過払金債権を自働債権として、本件被控訴人取引

に基づく借入金債務を受働債権として、相殺することができるか) について

ア 控訴人の主張

平成19年7月18日の被控訴人からクラヴィスに対する本件送金は、被控訴人がクラヴィスと共謀し、あたかも本件クラヴィス取引に基づく貸付金債権が残存しているかのように仮装したクラヴィスによる架空請求を認識し(あるいは重過失によりその認識を有せず)、かつ、この支払によって控訴人に不測の不利益を生じさせることになることを認識しながら実行されたものであるから、このように控訴人に不測の不利益を生じさせることになるような法的効果を法は是認すべきではない。

したがって、控訴人は、被控訴人とクラヴィスを同視し、被控訴人に対し、クラヴィスに対して主張し得る抗弁を主張することができる应考虑すべきであるから、本件相殺は有効である。

イ 被控訴人の主張

控訴人の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、被控訴人に対し、民法703条、704条所定の不当利得返還請求権に基づき、過払金78万2785円(過払利息を含む。)及びうち過払金元金72万6486円に対する最終計算日の翌日である平成21年5月30日から支払済みまで民法所定年5分の割合による法定利息を支払うよう求める控訴人の本件本訴請求は、すべて理由があるからこれを認容すべきであり、被控訴人の本件反訴請求は、理由がないからこれを棄却すべきものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

- 2 争点①(被控訴人が、控訴人に対する関係で、本件クラヴィス基本契約に基づく契約上の地位を承継したといえるか) について
 - (1) 前記前提事実証拠(甲10～12, 14, 15, 乙1, 2, 5の1・2, 20, 21, 31)及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実を認めるこ

とができ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

ア クラヴィスの親会社である被控訴人は、平成19年6月ころ、貸金業関連法の改正等による事業環境の急変という事情を踏まえ、グループ全体でコスト構造を見直し、収益力確保のための改革を行うことを目的として、「国内金融子会社に関する施策」（以下「本件施策」という。）を策定した。本件施策は、控訴人のグループ会社であり、貸金業を営むクラヴィス及びサンライフ株式会社が、平成19年6月1日以降、新規貸付け申込みの受付業務を中止すること、同年9月30日には貸付業務を中止することに伴い、同年7月2日から同年9月30日にかけて、両社の営業債権を控訴人に切替える手続として切替契約を締結すること、切替えに至らなかった債権については、後日被控訴人に一括譲渡することを内容とするものであった。

本件施策において、被控訴人は、「切替契約」と「債権譲渡」の相違点について、顧客に対し、「債権譲渡」の場合はその後の貸付けを行うことができず、金利については従前の契約に基づく約定金利（そのほとんどが実質年率29.2パーセント）が適用されるのに対し、「切替契約」についてはその後の貸付けが可能であり、控訴人の上限金利（実質年率25.55パーセント）が適用され、顧客にとって有利な点が多い点を説明して、「切替契約」の締結を推進し、いずれの手続をとるかは顧客において選択させるものとされており、顧客が「切替契約」の締結に同意した場合には、被控訴人が当該顧客との間で極度借入基本契約を締結した上で、クラヴィスに対する残債務額（約定利率により計算したもの）と同額の金員を貸し付け、さらに、被控訴人において、上記貸付金をクラヴィスの返済口座に振り込む手続を代行することを約し、クラヴィスに対する残債務は、同日完済されたものとして処理することとされていた。

イ 被控訴人は、平成19年6月18日、本件施策について、クラヴィスと

の間で業務提携契約を締結した（以下「本件業務提携契約」という。）。

本件業務提携契約書（乙20）には、以下のような約定が存在する。

（ア）（定義等，上記契約書2条）

クラヴィスが有する対象債権のうち，被控訴人又はクラヴィスが行う切替契約の案内の対象となる顧客の選定に当たっては，両社協議の上定めるものとする。

（イ）（業務提携の内容，同3条）

a 被控訴人は，切替契約に係る以下の各号に定める媒介契約をクラヴィスに委託し，クラヴィスはこれを受託する。

（a） 申込顧客について，切替契約の申込みを取次ぐ業務

（b） 申込顧客から徴求した切替契約に必要な書類の取次業務

（c） 申込顧客に対する切替契約に係る申込書，パンフレットその他の案内文書の配布及び送付業務

（d） 対象顧客のデータ分析業務

（e） 前各号に付随する業務

b 被控訴人は，以下の各号に定める業務を行うものとする。

（a） 申込顧客に対する審査業務

（b） 契約顧客に対する与信・途上与信・債権管理業務

（c） 契約顧客に対する利用促進業務（広告宣伝及び情報提供活動等）

（d） 切替契約に関する顧客情報データ分析・市場分析業務（クラヴィスに対する提供を含む。）

c 被控訴人は，クラヴィスに対し，必要に応じて本件業務に関する各事実の報告を求めることができる。クラヴィスは，被控訴人の求めに応じて文書その他の方法で速やかに報告を行うものとする。

クラヴィスは，合理的理由なしに報告を拒むことはできないものとする。

- d 被控訴人は、クラヴィスに対し、本件業務の遂行に関する状況を勘案して、必要な指示等を行うことができるものとする。

(ウ) (併存的債務引受けと費用負担、同 5 条)

- a 被控訴人及びクラヴィスは、契約顧客からの利息返還請求等の申出がある場合には、取引開示においては各自で行うものとする。
- b クラヴィスが契約顧客に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クラヴィスが契約顧客に対して負担する一切の債務について、被控訴人とクラヴィスの双方が連帯してその責を負うものとし、これにより生じた被控訴人とクラヴィスとの連帯債務における両者の負担部分は、被控訴人は 0 割、クラヴィスは 10 割とする。
- c 被控訴人及びクラヴィスは、契約顧客に対して、切替契約後におけるすべての紛争に関する申出窓口を被控訴人とする旨を告知する。なお、契約顧客への告知の方法は、口頭及び確認書への記載をもって行うものとする。
- d 契約顧客からの利息返還請求等の申出が被控訴人とクラヴィスのいずれになされた場合でも、被控訴人は、申出窓口の管理者として善良なる注意をもって対応する。
- e 契約顧客がクラヴィスに対して支払済みの金員に対し、不当利得を根拠に利息返還請求を行い、上記 b に基づき被控訴人が利息返還債務等を履行した場合は、被控訴人は上記 b に定める負担割合に従い、クラヴィスに対する求償権を取得し、当該求償権を行使することができるものとする。

(エ) (顧客情報の相互提供、同 7 条)

- a 被控訴人及びクラヴィスは、顧客情報を、適法な範囲かつ本件契約にかかる業務を遂行するために必要な限度で、相手方に対し相互に提

供する。

- b 前項による顧客情報の提供の時期及び方法並びに提供する情報の項目については、被控訴人及びクラヴィスが別途協議の上定めるものとする。

ウ 控訴人は、平成19年7月18日付けの「残高確認書兼振込代行申込書」と題する被控訴人及びクラヴィスを宛先とする書面（以下「本件書面」という。乙1）に署名したところ、本件書面には、下記のような記載がなされていた。

記

控訴人は、プロミスグループ再編により、クラヴィスに対して負担する債務を、新たに被控訴人からの借入により完済する契約の切替について、以下の1ないし4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。

- 1 クラヴィスにおける控訴人の本日付けの元本は59万8563円です。
- 2 クラヴィスにおける控訴人の債務を完済するため、上記1の元本相当額のクラヴィスの口座への振込代行を依頼します。
- 3 クラヴィスとの契約に係る書類及び交付される領収書については、破棄することを希望します。
- 4 契約切替後のお問い合わせ窓口及びクラヴィスにおける本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先にかかわらず、被控訴人となることに異議ありません。

エ 控訴人は、平成19年7月18日、被控訴人との間で、継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返されることを契約内容とする本件被控訴人基本契約を締結し、同日、同基本契約に基づいて被控訴人から59万8563円を借り入れた（本件貸付金）。被控訴人は、本件書面に基づき、控訴人のクラヴィスに対する借受金債務を完済するため、クラヴィスの口座に本

件貸付金59万8563円を振込送金した（本件送金）。

オ その後、被控訴人とクラヴィスは、平成20年12月15日、本件業務提携契約について、変更契約を締結し、本件業務提携契約5条2項（併存的債務引受けと費用負担）につき、契約顧客に対する利息返還債務等はクラヴィスのみが負い、被控訴人は何ら債務及び責任を負わないことなどを合意した。

- (2) 上記(1)の事実関係によれば、本件クラヴィス取引は、形式的には控訴人が被控訴人から新規に借入れをした本件貸付金がクラヴィスの口座に振込送金（本件送金）されたことにより終了したものとして処理されたことが認められる。

しかしながら、本件貸付金は、被控訴人が策定した本件施策に基づいて締結された切替契約としての本件被控訴人基本契約に基づいて貸し付けられたものであるところ、本件施策は、クラヴィスが貸金業を廃業することに伴い、クラヴィスの顧客のうち、一定の顧客との継続的な取引関係を被控訴人が事実上承継することを主たる目的として、組織的に計画され実行されたものであること、切替契約の締結を勧誘すべき対象顧客は、被控訴人とクラヴィスが事前に協議して選定していること、被控訴人が、控訴人との間で本件被控訴人基本契約を締結するに当たり、控訴人の実質的な信用調査を新規に行った形跡がなく、顧客に対しても、切替契約を締結すれば、債権譲渡の場合と異なり、その後も貸付けを受けることが可能であることを強調して勧誘していたこと、切替契約における適用利率は、個別の顧客との契約締結に先立ち、あらかじめ、原則として被控訴人の上限金利である実質年率25.55パーセントを適用するものとされていたこと、クラヴィスから被控訴人に対し、一定の顧客情報が承継されていること、本件被控訴人基本契約が締結された時点では、クラヴィスが顧客に対して負うべき過払金返還債務について、被控訴人も連帯してその責を負うことが被控訴人とクラヴィスとの間で合意さ

れていたこと等の事情を総合すると、控訴人としては、クラヴィスに対する返済資金を新規に被控訴人から借り入れて継続的な金銭消費貸借取引を終了させるという認識よりも、むしろ、クラヴィスの廃業後は、従前からクラヴィスとの間で行っていたのと同様な継続的な金銭消費貸借取引関係が被控訴人との間で維持されとの認識を前提として、本件被控訴人基本契約の締結に応じたものであることが推認される。また、被控訴人としても、グループ全体のコスト構造を見直し、グループ会社の一つであるクラヴィスを廃業させる一方で、クラヴィスの保有する優良顧客については、積極的に当該顧客との継続的な金銭消費貸借取引関係を維持し、これを承継することを企図していたものであり、本件被控訴人基本契約を締結した当時は、その契約切替業務を円滑に推進する目的で、クラヴィスが顧客に対して負うべき過払金返還債務について、被控訴人も連帯してその責を負うことを約束し、このような被控訴人の実質的な責任負担を前提として、控訴人を含む契約顧客に対しても、切替契約後におけるすべての紛争（この紛争の中には、クラヴィスが顧客に対して負うべき過払金返還債務の承継に関する紛争も当然に前提とされていたものと推認される。）に関する申出窓口を被控訴人とする旨を告知していたものであると推認される（被控訴人が責任負担を伴わない紛争の申出窓口業務を担当することは、単に顧客からの苦情をクラヴィスに取り次ぐにすぎないことになり、コスト構造の見直しを目的とした本件施策と矛盾することになるから、被控訴人が、そのような窓口となることをわざわざ顧客に告知することを、本件業務提携契約において合意するはずがない。）。

このような関係当事者の合理的意思によれば、本件被控訴人基本契約は、単なる返済資金の新規貸付けを目的として締結されたものではなく、同契約の締結に際して、クラヴィスから被控訴人に対し、契約内容の一部変更を伴う本件クラヴィス基本契約上の地位の譲渡が行われ、控訴人が被控訴人とクラヴィスに対し、本件書面を提出してこれに同意したことにより、上記契約

上の地位の譲渡がその効力を生じたものと認めるのが相当である。

- (3) なお、被控訴人は、被控訴人とクラヴィスが本件業務提携契約により合意した過払金返還債務等についての併存的債務引受けの合意は、控訴人が本訴を提起して受益の意思表示をする以前の平成20年12月15日付け業務提携契約書による変更契約により変更された旨主張する。

しかしながら、過払金返還債務等についての併存的債務引受けを含む契約上の地位の譲渡の効果について、これを控訴人に不利益に変更するについては、控訴人の同意を要すると解されるところ、控訴人に対し、上記変更契約についての説明がなされ、控訴人がこれに同意した事実を認めるに足りる証拠はないから、被控訴人は、上記変更契約に基づく変更の効果を控訴人に主張することはできないというべきである。

したがって、被控訴人の上記主張を採用することはできない。

- 3 争点③（本件クラヴィス取引と本件被控訴人取引は、過払金充当合意を含んだ一連かつ一体の取引であるといえるか）について

- (1) 前記前提事実及び上記2の認定・判断に照らせば、本件クラヴィス取引と本件被控訴人取引は、いずれも、継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返されることを契約内容とする基本契約に基づいてなされた継続的金銭消費貸借取引であり、しかも、本件クラヴィス基本契約及び同契約上の地位がクラヴィスから被控訴人に対してその契約内容の一部変更を伴って承継された本件被控訴人基本契約に基づいてなされた取引であるから、過払金充当合意を含んだ一連かつ一体の取引であるといえる。

- (2) したがって、本件クラヴィス取引に基づく過払金は、本件被控訴人取引に基づく借入金債務に充当されるものと解するのが相当である。

- 4 過払金額について

前記前提事実のとおり、本件クラヴィス取引と本件被控訴人取引を一連の取引として、利息制限法1条1項所定の制限利率を適用して充当計算すると、平

成21年5月29日の時点で、計算書1の番号151の「残元金」欄及び「過払利息残額」欄に記載のとおり、72万6486円の過払元金と5万6299円の過払利息が発生する計算となり、他方、本件被控訴人基本契約に基づく控訴人の被控訴人に対する債務は存在しないこととなる。

5 結論

以上の次第であるから、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の本件本訴請求は理由があるから、これを認容すべきであり、被控訴人の本件反訴請求は理由がなく、これを棄却すべきであるから、これと異なる原判決を取り消すこととして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 小 磯 武 男

裁判官 潮 見 直 之

裁判官 山 口 均

5100-01 (皇)号冊

これは正本である。

平成23年2月24日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 對 馬 裕 文

